

鎌ヶ谷市道路愛護活動推進要綱

平成19年2月14日告示第6号

(目的)

第1条 この要綱は、市民にとって身近な公共空間である道路の美化を促進するため、市が管理する道路の植樹帯又は道路と一体的に利用されている土地において、市民団体等が行う草花の植栽、除草又は清掃による道路愛護活動（以下「愛護活動」という。）の推進及び報償金の交付について必要な事項を定め、もって市民の道路愛護意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「愛護団体」とは、愛護活動を行う自治会、児童会若しくは生徒会、老人会、商店会、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により設立の認証を受けたものをいう。）及び個人等で構成する有志団体であつて原則として3名以上の人数で構成する団体をいう。

(活動の申込み等)

第3条 新たに愛護団体となろうとする団体は、道路愛護活動届（別記第1号様式）により市長に届け出なければならない。

2 愛護団体が愛護活動を取りやめようとするときは、道路愛護活動取りやめ届（別記第2号様式）により市長に届け出なければならない。

3 前2項の場合において、児童又は生徒を主たる構成員とする愛護団体の届出にあつては、成人である者を当該愛護団体の代表者として、届け出なければならない。

(協定の締結)

第4条 市長は、提出された道路愛護活動届を審査し適当と認めるときは、愛護活動に関し必要な事項について、市長と愛護団体間において協定を締結する。

(活動期間)

第5条 愛護活動を行う期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(活動報告)

第6条 市長は、必要に応じ愛護団体の活動実績について調査し、又は報告を求めることができる。

2 愛護団体は、愛護活動中に事故等が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(報償金等)

第7条 市長は、愛護団体に対し予算の範囲内で報償金を交付することができる。

2 報償金の金額は、次の各号に掲げる愛護活動の区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出するものとする。ただし、1愛護団体当たり10万円を限度とし、年度途中で加入し活動期間が1年未満である団体においては、加入年度分の報償費は月割とし、活動を開始する月を基準として活動を実際に行った月に対して報償費を支払うこととする。

(1) 草花の植栽を含む愛護活動 面積1平方メートル当たり500円

(2) 草花の植栽を除く愛護活動 面積1平方メートル当たり250円

3 愛護団体の代表者は活動期間完了後速やかに、道路愛護活動完了報告書(別記第3号様式)に、報償金交付請求書(別記第4号様式)を添付し市長に請求するものとする。

(報償金の交付取消及び変更)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、報償金の交付を取消し、又はその額を変更することができる。

(1) 愛護団体が活動を廃止又は休止したと認められたとき。

(2) 愛護団体が虚偽の報告をしたとき。

(3) 道路の廃止その他の理由により、報償金の支払いの必要を認めなくなったとき。

(清掃活動)

第9条 第1条に定める愛護活動のほか、道路の清掃等の愛護活動を実施しようとする愛護団体は、鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例(平成17年鎌ヶ谷市条例第34号)第9条に規定する推進団体の認定申請を行うものとする。

(活動の中止等)

第10条 市長は、愛護団体が第1条の目的に反する活動をしたときは、活動を中止させることができる。

2 市長は、愛護団体が市長の指示に従わないときは、本協定を解除することができる。

3 前2項の規定により活動を中止し、又は協定を解除したときは、第8条の規定を準用する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

道路愛護活動届

鎌ヶ谷市長様

団体等の所在
名称
代表者

次のとおり、道路愛護活動を申し込みます。

記

- 1 希望する道路 市道 号線（別添図のとおり）
- 2 団体の構成員 別添名簿のとおり
- 3 活動面積（植栽含む） m^2 （ 1 m^2 未満切り捨て）
活動面積（植栽除く） m^2 （ 1 m^2 未満切り捨て）
- 4 活動計画

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

道路愛護活動取りやめ届

鎌ヶ谷市長様

団体等の所在
名称
代表者

次のとおり、道路愛護活動を取りやめます。

記

- | | | | |
|---|-----------------|----|--|
| 1 | 活動を取りやめる道路 | 市道 | 号線（別添図のとおり） |
| 2 | 取りやめる活動面積（植栽含む） | | m ² （1 m ² 未満切り捨て） |
| | 取りやめる活動面積（植栽除く） | | m ² （1 m ² 未満切り捨て） |

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

道路愛護活動完了報告書

鎌ヶ谷市長様

団体等の所在
名称
代表者

年度における道路愛護活動を完了したので報告します。

記

- 1 道 路 市道 号線

- 2 活動面積（植栽含む） m^2 （1 m^2 未満切り捨て）
活動面積（植栽除く） m^2 （1 m^2 未満切り捨て）

- 3 活動等写真

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

報償金交付請求書

鎌ヶ谷市長様

団体等の所在

名 称

氏 名

道路愛護活動に係る報償金を次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込み口座

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義人

口座名義人ふりがな

口座名義人住所

口座名義人電話番号